

公益社団法人長崎県トラック協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県トラック協会(以下「本協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、国民生活と経済活動に不可欠な物資の輸送を担う貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争による健全な発達を促進することで、安定した輸送力を継続的に確保するとともに、安心で安全な輸送サービスの提供により、地域経済の発展と生活の向上に寄与することに努め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に係る交通安全対策、法令違反防止対策及び労働環境の整備などの輸送の安全の確保に関する事業
- (2) 貨物自動車運送事業法に係る講習会等の開催、広報及び利用者保護対策など輸送サービスの改善及び向上に関する事業
- (3) 貨物自動車運送事業に係る低公害車の普及促進をはじめ地球温暖化の防止その他環境保全に関する事業
- (4) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業
- (5) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (6) 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上及び経営の安定化に寄与するための事業並びに調査、指導等
- (7) 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他法令の施行の措置に関する協力
- (8) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (9) 共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- (10) 震災その他災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- (11) 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための上記の事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (12) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (13) その他本協会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員となろうとするものは、理事会において別に定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

なお、これを変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるために、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上にわたり履行しなかったとき。

(2) 総会員の同意があったとき。

(3) 本協会が解散したとき。

(会員の登録等)

第11条 本協会は、会員が第6条、第8条、第9条及び第10条に該当するときは、それぞれ会員名簿に登録し、又は会員名簿から削除し、かつ、その旨を当該者に通知しなければならない。この場合において、当該者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 役員等

(役員の設定)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名、常務理事1名以内とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（正会員が法人の場合は、その代表者又はこれに代わる者）の中から選任する。ただし、理事のうち3名以内及び監事のうち2名以内を正会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して本協会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐してその業務を処理する。

6 会長並びに専務理事及び常務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第19条 本協会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。解任する場合も同様とする。
- 3 顧問は、会長の相談に応じ又は理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 総 会

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第22条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的である事項及び召集の理由を示した書面により召集の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会長は、総会の日から2週間前までに会員に対して次の事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない会員が書面による議決権の行使に関する事項
 - (4) 委任状による議決権の行使に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 3 会長は、前項の規定にかかわらず、前条第3項第2号の規定により召集の請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする召集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第27条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合において前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

2 前項の規定により提出された書面は、総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき

- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を示して会長に招集の請求があったとき。
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第32条 理事会は、前条第3号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ定めた副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号及び第3号の規定による召集の請求があったときは理事会の日の2週間前までに理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定めた副会長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

第36条 本協会に正副会長会を置く。

2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ定めた副会長が正副会長会を招集する。

(権 限)

第37条 正副会長会において、次の事項について協議する。

- (1) 本協会の運営上特に重要な基本方針及び業務執行について
- (2) 理事会に提出する議案

第8章 委員会及び部会

(委員会、部会)

第38条 本協会に、委員会及び部会を置くことができる。

(委員会の職務)

第39条 委員会は、会長の諮問に応じ、会長に答申し、及び理事会から付託された事項について、その実現に努力する。

(委員会の招集及び議長)

第40条 委員会は、委員長の要請により会長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(委員会の種別等)

第41条 委員会の種別、構成その他については、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(部会の職務)

第42条 部会は、事業種別ごとの固有の問題について、会長の諮問に応じ、会長に答申する。

(部会の招集、議長、種別等)

第43条 部会の招集、議長、種別その他については、第40条及び第41条の規定を準用する。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込額を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第48条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(行政庁への届出)

第49条 第46条及び第47条に定める事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算に関する書類については、遅滞なく行政庁へ提出するものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

(資産の構成)

第50条 本協会の資産は、次の収入からなるものとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 地方公共団体等からの収入
- (5) 事業収入
- (6) その他の収入

(近代化基金)

第51条 本協会の資産のうち、次に掲げるものを近代化基金(以下「基金」という。)とする。

- (1) 交付金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを決議した財産

(資産の管理)

第52条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。ただし、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(基金の処分)

第53条 基金の処分は、本協会の目的遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、総会において第26条第2項に定める決議を得るものとする。

(交付金の使途)

第54条 交付金は、第4条各号に掲げる事業のうち、交付者と協議を得た事業について使用す

る。

(区分経理)

第55条 本協会は、基金及び基金以外の交付金に係る会計については、経理を区分して整理するものとするものとする。

(経費の支弁)

第56条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度において剰余金を生ずるときは、翌年度に繰越すものとする。

(会計原則等)

第57条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の慣行に従うものとし、会計処理に関し必要な事項は、別に定める経理規程によるものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(解散)

第59条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第60条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第62条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(細 則)

第63条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は塚本政治、業務執行理事は中田精彦とする。